

▼重機盗んだ罪で男
に実刑判決 2016.7

長野地裁は22日、盗みの罪で、住所不定のトラック運転手川浦保男被告(62)に懲役2年(求刑3年)の判決。勤務していた長野市内の会社営業所から、昨年10月にタイヤローラーなど2台(時価計約25万円相当)、同12月13日にはホイールローダー1台(時価約18.5万円相当)を盗んだ。公判で被告側は、別の会社の社員から所有する重機を売却するよう頼まれた一などとして無罪を主張。判決は、被告に売却を依頼したという社員は実在するその会社にはいないとし、「供述は信用できない」として退けた。